

農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて

みどり市農業委員会

1 趣旨

この取扱いは、優良農地の確保と農地の利用増進を図るため、農地改良（土の搬入を伴うものをいう。）に係る農地転用許可等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

なお、土地改良法に基づく土地改良事業は、この取扱いの適用外とする。

2 農地改良の定義

この取扱いにおける「農地改良」とは、土地所有者又は耕作者（以下「土地所有者等」という。）が農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として、農地改良する農地以外から土を搬入して盛土又は掘削等を行うことにより、農地の形質を変更する行為をいう。

3 対象とする農地

農地改良を行おうとする農地とする。

4 農地転用許可等の判断基準

(1) 一時転用許可を要する場合

農地改良のうち、以下の①から③のすべてに該当する場合を除き、農地法第4条第1項の規定に基づく一時転用許可を要するものとする。

- ① 農地改良により農地が耕作の用に供されない期間が3ヶ月以内であること。
- ② 盛土又は掘削の対象となる農地の面積が1,000㎡未満（搬入路に係る面積を含む。）であること。
- ③ 掘削・土壌改良の深さは1m以内であって農地改良後は農地改良実施地に接する道路や周辺農地と著しい段差を生じない計画であること。

(2) 農地改良に係る届出を要する場合

農地改良のうち、上記（1）の①から③のすべてに該当する場合には、農地改良に係る届出を要するものとする。

5 農地改良に当たっては、農作物の生育に適した土を用いるものとする。

6 事前協議

(1) 農地改良届出書の提出

農地改良を行おうとする土地所有者等は、農業委員会に対して事業実施の1ヶ月前までに農地改良届出書を提出するものとする。

なお、耕作者がいる場合は耕作者の同意を、耕作者が行う際には土地所有者の同意をそれぞれ必要とするものとする。

また、代理人が土地所有者等が変わって提出する場合には、代理人に委任する内容が明示された委任状を提出するものとする。

(2) 農業委員会の処理

農地改良届出書の提出を受けた農業委員会は必要に応じて県と協議の上、農地改良に係る農地転用許可申請等の要否について通知するものとする。

①「4 農地転用許可等の判断基準」の(1)に該当する場合は、農地法第4条に基づく一時転用許可申請等を求める。

②「4 農地転用許可等の判断基準」の(2)に該当する場合は、農地改良届出書及農地完了届の提出を求めるとともに、必要に応じ現地の確認を行う。

7 違反行為に対する対応

農業委員会は、農地転用許可対象となる農地改良が許可等を受けずに行われていることを知ったとき及び許可を受けた者が事業計画と異なる行為を行っていることを知ったときは、「農地関係事務処理の手引き」の「第8章 違反転用関係」にしたがって処理するものとする。

8 適用開始時期

この取扱いは平成20年4月1日から適用する。